

橋本市規則第 19 号

橋本市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

橋本市学校給食費徴収規則(平成 30 年橋本市規則第 15 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

学 校 給 食 申 込 書

年 月 日

(あて先) 橋本市長

住所 〒 ー 橋本市

電話番号

フリガナ
保護者氏名

㊦

フリガナ
対象児童生徒氏名

学校名 小学校 年・中学校 年/生年月日 年 月 日

私は、裏面記載の「橋本市学校給食の提供に関する事項」を了承し、学校給食の実施の対象となる児童または生徒について、下記のとおり提出します。

記

		該当に○をしてください。↓
1	学校給食を申し込みます(完全給食)	
2	学校給食を申し込みます(部分給食) パンを除去	
3	学校給食を申し込みます(部分給食) 牛乳を除去	
4	学校給食を申し込みます(部分給食) パン・牛乳を除去	
5	学校給食を申し込みます(部分給食) 献立・食材により除去 ※代替食は、出来ません。給食費は完全給食と同額です。	
6	特段の理由により学校給食を申し込みません	

※2・3・4・5・6に○をされた方は、理由をお答えください。

(後日、診断書等の提出が必要となります。また、別途学校からも連絡があります。)

食物アレルギーのため(内容：)

病気のため(病名等：)

その他()

《備考》

- ・この申込書は、学校へ提出してください。児童生徒1人につき1枚必要となります。
- ・保護者欄には、学校給食費を納付する方の氏名を記入してください。
- ・この申込書は、当該児童生徒が橋本市立中学校へ進学した場合は、橋本市立中学校卒業まで、または、橋本市立小中学校以外の学校へ転校するまで有効となります。

教育委員会受付欄

--

【裏面】

「橋本市学校給食の提供に関する事項」

- ・橋本市は、衛生管理と食の安全性の確保を徹底し、栄養的にバランスのとれた魅力ある給食の実施に努め、子どもたちの「心とからだの健康づくり」を進めています。

※特別な理由がない限り「学校給食申込書」を提出してください。

- ・学校給食は、学校の休業日を除く日で実施します。

(振替休業や学校行事等で変更する場合があります。)

- ・橋本市学校給食費は、下記のとおりです。**(学校給食費無償化(支援)が実施されない場合)**

	1人あたり 月額 (円)		
	市立小学校に就学する児童	市立中学校に就学する生徒	
		中学3年最終月を除く月分	中学3年最終月分
完全給食	5,600	5,700	2,280
パン除去	5,310	5,440	2,170
牛乳除去	4,160	4,360	1,740
牛乳・パン除去	3,880	4,070	1,620

- ・事前に学校へ連絡があり、その後、連続して7日(土・日・祝日を含む)を超える欠席の場合、及び転入、転出の場合は、食数計算で減額又は還付します。

- ・橋本市学校給食費は、4月から2月の11回で、毎月25日(休業日の場合は、翌営業日)に指定口座より引落しします。

※何らかの理由により引落しが出来なかった場合は、納付書を発行しますので納付書に記載された納期限内に指定金融機関等により入金してください。

- ・学校給食費は、未納のないようにお願いします。

また、未納が生じた場合は、橋本市長から支給を受ける児童手当の額から充当し、当該児童手当の支払期日をもって支払いに充てることとします。

なお、納期限を越えた場合は、橋本市学校給食費徴収規則、橋本市債権管理マニュアルに基づき、法的措置を含む対応をさせていただきます。

- ・住所、学校(転出、転校)、給食内容、保護者、氏名等の変更がある場合は、学校給食申込変更届を学校へ提出してください。

学 校 給 食 申 込 変 更 届

年 月 日

(あて先)橋本市長

住所 〒 ー 橋本市

電話番号

フリガナ
保護者(納付義務者)氏名 ㊟

フリガナ
対象児童生徒氏名

学校名 小学校 年・中学校 年/生年月日 年 月 日

私は、「学校給食申込書」について変更が生じるので、次のとおり提出します。

記

変更年月日(年 月 日)		該当に○をしてください。
1	住所の変更	
2	学校の変更	
3	給食内容の変更	
4	保護者(納付義務者の変更)	
5	氏名の変更	
6	その他()	
上記変更の詳細または理由		
【変更前】		【変更後】

《備考》

- ・この届は、学校へ提出してください。また、児童生徒1人につき1枚ご提出ください。
- ・この届は、原則として変更する日より前に提出ください。

教育委員会受付欄

--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。